

令和6年度末退職予定のみなさまへ

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて**当組合の資格を喪失します。**

(別紙「退職後の医療保険制度」参照)

退職日の翌日以降は、**現在お持ちの組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・資格確認書は使用できなくなります**ので、必ず所属所(市長部局は総務事務センター)へ返却してください。

※大阪市に再就職(再任用含む)される場合や、任意継続の申出をする場合でも、現在お持ちの証は返却が必要です。

共済組合の『任意継続』を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

1. 任意継続制度について

退職後も申出によって、引き続き(最長2年間)組合員の資格を継続することができる制度です。

(1) 任意継続するための加入条件

- 退職日の**前日までに継続して1年以上の組合員期間がある**
- 退職日の翌日から**19日以内に任意継続の手続きを行う(裏面参照)**
- 退職日の翌日から**19日以内に任意継続掛金を納付する(19日目が土日祝の場合は翌営業日)**

(2) 掛金

任意継続の掛金には「短期掛金」と「介護掛金」があり、**事業主負担がなくなり組合員が全額自己負担することになります(在職中より高くなります)**。納付書により当組合の指定金融機関の窓口にて納付していただきます。

(計算式) ※介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみ

短期掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)
介護掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)

標準報酬月額(A) 次の①、②のうちどちらか低い方になります

①	退職時の標準報酬月額
②	全組合員の標準報酬月額の平均(令和7年度410,000円)

掛金率(B) 令和6年度掛金率

短期掛金…1,000分の103.56 介護掛金…1,000分の17.70

※令和7年度の掛金率(予定)は2月下旬に当組合ホームページに掲載する予定です。

令和7年度の標準報酬月額及び掛金率の正式決定は3月中旬頃となります。

【掛金額の例A】(標準報酬月額410,000円の場合)

短期掛金 410,000円 × 103.56/1,000 = 42,459円/月

介護掛金 410,000円 × 17.70/1,000 = 7,257円/月 計 49,716円/月

【掛金額の例B】(標準報酬月額200,000円の場合)

短期掛金 200,000円 × 103.56/1,000 = 20,712円/月

介護掛金 200,000円 × 17.70/1,000 = 3,540円/月 計 24,252円/月

※ご自身の現在の標準報酬月額については、所属所からの標準報酬決定通知書や給与明細等（職場により異なります）にてご確認ください。確認できない場合は当組合へお問い合わせください。

(3) 給付内容等

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができますが、育児休業手当金、介護休業手当金、休業手当金及び退職後に発生した傷病手当金と出産手当金は受けることができません。また、保健事業（がん検診等）についても在職中同様に利用することができます。

2. 任意継続の手続きについて

任意継続の手続きを希望される方は、別紙「任意継続の手続き方法」（事前申請）（※）のとおり、お手続きください。

※注：年度末退職者に限り、退職前に任意継続の事前申請を受付します。

ただし、各所属所が定める提出締切日があります。締切日後も受付しますが書類及び納付書の発送が遅れることがあります。

事前申請を行わなかった場合は、「任意継続の手続き方法」（事前申請）の『①退職後の申請方法について』をご確認ください。

○事前申請とは

任意継続の手続きは、通常退職後に行いますが、年度末退職予定者の方に限り、在職中に事前に申請を行っていただくことができます。（掛金の納付と任意継続制度の適用は退職後になります。）。

○注意事項

- ・任意継続の手続きは、退職日の翌日から19日以内に掛金の納付を完了していただく必要があります。
- ・令和7年4月1日に再就職し、再就職先の健康保険に加入する予定がある方は任意継続の申請はできません。
なお、予定していた再就職ができなかった場合は、任意継続の手続きを行っていただくことが可能です。
- ・再就職が4月の月途中予定の方は、再就職までの間の期間について任意継続の手続きができますが、月途中で任意継続組合員の資格を喪失しても初月の4月分の掛金は返還できませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：大阪市職員共済組合
担当 保健医療係

TEL 06-6208-7591～7593